

『社会保険の事務手続』 令和7年度版

【追補】

令和 7 年 10 月 1 日以降、健康保険の被扶養者の認定において、被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の方の年収要件は「年収 150 万円未満」となります。

この見直しに伴い、本書 42 頁の図表下の注意書きに下記の下線部分を追加いたします。

※認定対象者が 60 歳以上の人または障害者の場合、「130 万円未満」が「180 万円未満」となります。令和 7 年 10 月 1 日以降、認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満の人（被保険者の配偶者を除く）の場合、「130 万円未満」が「150 万円未満」となります。